



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎が、患者の合計が350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活は困窮をきわめております。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援に実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

他方、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じておりません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、政府は、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月14日

様

北海道せたな町議会